

永田英正 著

漢代史研究

籾山 明

一

本書は一九八九年に刊行された『居延漢簡の研究』（以下「前著」と呼ぶ）に續く永田英正氏の論集である。全體は第Ⅰ・Ⅱ部と附篇に分かれ、計一八篇の論考が収録される。前著と本書の二冊によつて、著者の學術的な文章はほとんどが網羅されたといつてよい。半世紀に及ぶ永田氏の漢代史研究は、ここに全容を展望することが可能となつた。書評では、まず慣例に従つて各章の内容を紹介し、ついで論點を三つ選んで論評を加えてみたい。大冊ゆえに、紹介にやや紙幅を費やすことになる。煩を避けるため、以下の文中では敬語的表現を一切用いない。

第Ⅰ部「政治制度篇」には五篇の論文が含まれる。すべて正史を中心とする傳世文獻を用いた研究であり、また第五章を除く各章は前著の刊行前に發表されている。参考のため各章の題名の下に初出の年を添えておく。

第一章「漢代人頭税の崩壊過程——特に算賦を中心として——」（一九六〇年）は、修士論文にもとづく論考であり、著者の漢代史研究の原点といえる。漢の人頭税（算賦）は古代の軍賦の系譜を引く錢納課税で、徴收のためには郷里制と名籍の完備が不可缺の条件であった。しかし後漢の中期以降、流民の発生により郷里制が崩壊し、さらに特權階級の手中に貨幣が蓄積されて、納税負擔者である農民は借金のために困窮・没落するに至った。にもかかわらず、帝國を維持するために、人頭税徴收を強行していく必要があったが、「強行すればするほど……一層農民は國家權力から離れて豪族大土地の勢力の下に隸屬せしめられていくという、皮肉な結果を生じたのである」（二四頁）。

第二章「後漢の三公にみられる起家と出自について」（一九六五年）は、表題の通り、後漢時代に三公に就任した人物について、その起家の方法と出身階層を分析・検討した章である。最高級官僚である三公に至るには、孝廉に擧げられ郎中に除せられることを通例としたが、郎の身分が不安定であったため、やがて確實な昇進の道として辟召・徴召が多く選ばれるようになってきた。辟召・徴召を受ける場合に有利であるという點で、孝廉の存在價値は依然失われていなかったものの、被選舉者は次第に政治的・社會的有力者によって獨占されるようになる。かくして孝廉の選舉制度は、「制定された當初の意圖……とは全く相い反し、かえって官吏の世襲化と豪族の官僚化をますます促進する結果となった」（五六頁）。

第三章「漢代の選舉と官僚階級」（一九七〇年）は、官僚選抜の方法と實態を前漢と後漢の對比によって解明した論考であり、前章の續篇といえる。結論にあたる文章を摘記するなら、次の通りになるだろう。前漢の選舉の效用と意義は、官僚層の固定化にはたらく任子法の盛行する中にある、「庶民を吸いあげる一種のポンプの役を果たし、その固定化を防いだ點に」（九六頁）ある。これに對して後漢になると、「選舉はむしろ任子法化して兩者の間にほとんど區別がつかなくなり、庶民の進出は大幅に制約されて再び官僚層の固定化を促すようになった」（同頁）。兩漢の選舉を比べてみれば、「前漢は博士弟子員や廉吏や茂才などに代表されるところのいわば賢才主義であり能力主義であったのに對して、後漢の場合は孝廉による門閥主義であったといえる」（一〇七頁）。

第四章「漢代の集議について」（一九七二年）は、「皇帝と官僚とが接觸しまた対決する、いわば兩者の接點」（一一三頁）としての集議をとりあげる。漢代において國政の基本方針の決定は、ほとんどが集議すなわち皇帝と官僚との協議を経る建前となっていた。それは多數者から意見を聴取することで政治に中道を得るという理念に基づくが、召集権は皇帝にあるところから、あくまでも諮問機關として機能しており、その結果に皇帝が束縛されることはなかった。前漢末期に近づくとき、王莽の篡奪に見られるように、集議とりわけ群臣による協議としての廷議を悪用する弊害が現れる。それは「廷議の權威を失墜せしめ、廷議を形骸化せしめるものだったが、このことはまた前漢末の尙書を中心とする皇帝側近の權力の伸長と密接な關係があつた」（二四五―一四六頁）。

第五章「中國古代における文官優位制について」（一九九六年）は、日本歴史學協會における講演の記録である。漢代においては、官秩の上で武官が一貫して文官の下位に置かれていた。こうした文官優位の制度は、「中國における一種のシビリアン・コントロール」（二六八頁）ともいえようが、著者に従えばその始まりは、政治に教養を重視する董仲舒の主張が採用され、また新たな曆法の制定と大幅な官名改稱の行われた武帝時代と考えるのが妥當であるという。

第Ⅱ部「出土文字資料篇」は、一〇篇の論文から成っている。一篇が石刻を扱う以外、すべて漢簡に関する論考であり、うち二篇は前著の刊行前、七篇は刊行後の發表である。

第一章「新居延漢簡の概観」（一九九三年）は、一九七二年から七四年にかけて甘肅居延考古隊がエチナ河流域の漢代烽燧址から發掘した漢簡の概観である。甲渠候官遺址の發掘簡のうち、塢およびその周邊から出土した簡が何らかの原因で散亂したものと考えられるのに對し、塢東の灰堆からの出土簡は意識的に廢棄されたまとまりを示し、「相互に關係のある簡牘を見出す可能性が十分にあることを豫測せしめる」（一八四頁）。圖版冊が刊行される以前の文章であるが、傾聴に値する指摘といえる。

第二章「新居延漢簡中の若干の冊書について」（一九八〇年）は、新居延漢簡の中から、① 棗他莫當燧守御器簿、② 勞邊使者過界中費、③ 居延令移甲渠吏遷補牒の三通の冊書（ただし編綴の紐がのこるのは②のみ）を選び考察を加える。「文物」誌上に簡報と寫眞が公表された段階での執筆であり、「補記」に見る通り、今日では改訂すべき部分もあるが、肩水都尉府に宛てた①がなぜ金關址から出土したのかといった疑問は、いまだ解決されないままである。

第三章「甲渠塞第四燧出土簡の分析」（一九九三年）は、保都格遺址（P1）出土の簡牘中に第四燧および第四候長に關するものが多いことを根據に、P1が甲渠第四燧址であり、燧長とともに第四候長が駐屯していたことを明らかにする。「特定の燧に燧長と候長が同居していた」（米田賢次郎）、「部の管轄する數燧の一つが部の治所となる」（陳夢家）、といった舊居延漢簡にもとづく假説は、新居延漢簡によって證明される結果となった。

第四章「候史廣德坐罪行罰」檄について——兼ねて候史の職掌を論ず——（一九九〇年）は、「候史廣德坐罪行罰」檄と通稱される簡牘をもとに、候史の職掌と責務について論じる。この簡牘の記載によれば、書記を本務とするはずの候史が、諸燧の備品不備の責任を問われ處罰されている。責任者である候長ではなく候史が問責されているのは、「候長が不在か或は空席で彼が候長の職務を代行していたためか、さもなければ候長と聯帶責任を問われたかのいずれか」（二四五頁）であろうというのが著者の推測である。

第五章「禮忠簡と徐宗簡研究の展開——居延新簡の發見を契機として——」（二〇〇一年）は、一九六九年に發表された「禮忠簡と徐宗簡について——平中氏の算賦申告書説の再檢討——」（前者所收）の續篇である。前稿で著者は平中荅次の説を批判し、禮忠簡・徐宗簡と呼ばれる二枚の簡牘が「邊境吏卒の身上書の種類」であるとの假説を唱えた。新居延漢簡の表題簡に「曩重警直官簿」（妻子家族と資産およびその價額を記した個人の記録簿）と見えているのは、まさしくそうした身上書を指すに相違なく、舊稿での假説が裏附けられたことになる。身上書に資産を記す必要があったのは、一定の資産を有することが吏の任用資格であったためである。

第六章「江蘇尹灣漢墓出土簡についての考察——とくに「集簿」を中心として——」（二〇〇〇年）は、尹灣六號漢墓出土の簡牘類を概観したのち、「集簿」と題された一號牘を取り上げて検討を加え、それが二號牘の「吏員簿」と表裏一體をなしていることを指摘する。このように種類の異なる複数の簿書を作成し、相互に照合して精確を期すことは、「漢代の簿書作成上の一つの大きな特徴であった」（二九四頁）。本木牘の発見により、縣の提出した計簿が郡でどのように整理集計されたかを知りえたことは、上計制度の末端を解明した前著の成果を補完するという意義がある。本章は本書の中で唯一、墓葬出土の簡牘を対象とした論考であり、考察はさらに官文書副葬の理由にも及んでいるが、この問題は評者の意見とあわせて後段で詳述したい。

第七章「居延漢簡に見える卒家族廩名籍について」（二〇一〇年）は、戍卒の家族に對する食糧支給簿を整理して、戍卒の本來勤務する烽燧に同居する家族に支給された「見署用穀」と、戍卒の出張先の烽燧に同居する家族に支給された「居署用穀」の二形式が存在することを明らかにする。こうした家族は戍卒が内郡から随伴して來たというよりも、邊境勤務に就いてのち現地の女性と結婚した結果と見るのが穩當であり、名籍に「見署」「居署」と記される通り、烽燧内に居住した。それが可能であった時期は、漢と匈奴が和平關係にあった紀元前五一年から紀元後八年までの約六〇年間でであろうというのが著者の推測である。

第八章「簡牘の古文書學」（一九九六年）は、著者が前著で展開した簡牘の古文書學的研究の解説である。簿籍簡牘はたとえ斷片であっても古文書學で言うところの文書であったこと、候官が行政文書を作成する最末端機關であったこと、民政機關である縣もまた同様に行政文書作成の最末端機關として位置づけられることなど、古文書學的研究によって得られた認識が確認される。

第九章「圖書、文書」（一九七七年）と第一〇章「漢代の石刻」（一九九四年）は各々、簡牘と石刻についての概論である。前者は京都大學人文科學研究所の共同研究報告書『漢代の文物』の「書契」と題する一章を、「文房具」の部分を除いて

獨立させたもの。本書「序文」に「王國維の「簡牘檢畧考」の現代版を目指して執筆した」(xviii頁)と述べられる通り、漢簡全般についての概観を提供している。後者は同じく人文研共同研究の報告書『漢代石刻集成』の總論として執筆された。石刻の時代別・地域別分布や形状・内容のみならず、立石の動機と時代の風潮との關係などについても、關聯文獻の涉獵をもとに論及されている。

附篇には、1「きれいな木簡 汚い木簡」(二〇〇四年)、2「簡牘研究事始の記」(二〇〇四年)、3「續 簡牘研究事始の記」(二〇一一年)の三篇が含まれる。1は大庭脩追悼記念講座における講演記録で、大庭・永田両者の簡牘研究を對比して、たがいに「棲み分けのようなもの」があったと指摘する。2・3は表題の通り、著者がたどった居延漢簡研究の歩みを回顧した文章であり、日本における簡牘研究史を跡附ける上で資料的價値を有する。

二

「序文」に述べるところによれば、第I部第一章「漢代人頭税の崩壊過程」の論文は、「後の「禮忠簡、徐宗簡」研究や「鳳凰山十號漢墓」研究（以上は前著「居延漢簡の研究」所收）、さらには本書の「尹灣漢墓出土簡」研究などの諸研究の出発點」(xiii頁)であるという。確かにこれらの論考は、國家による負擔課徴を對象としている點で、同じ系列の研究といえる。しかし他方で、第一章の要點が「錢納を建前とする人頭税を現實には徴收不可能な状態に追い込みながらも徴收し續けたところに漢王朝の特質を見出そうとした」(同前頁)と説かれることも注目される。帝國を支えた諸制度がやがて崩壊の要因に轉化するという認識は、前節での要約に見る通り、第I部の他の諸篇にも共通している。著者の漢代史研究は、全體をひとつの筋道のもとにとらえることが可能なように思われる。

最初の學術論文である「漢代人頭税の崩壊過程」は、一九六〇年に發表されている。「簡牘研究事始の記」に従えば、

居延漢簡と關わるようになったのも同年のことであるから、著者の漢代史研究は、簡牘研究とは別の學問的刺激のもとで開始されたに違いない。中でも大きな影響を受けているのが宮崎市定の都市國家論であることは、本書の隨所にうかがうことができるけれども、もうひとつ無視できないのは、一九五〇年代に高潮をみた秦漢帝國論（秦漢帝國形成史論ならびに古代帝國崩壞論）との關係である。周知のように、戦後日本の中國史研究は、停滞的社會論の批判・克服を目的として開始されたが、その際に研究課題の一つに擧げられたのは「春秋・戰國時代の變動を経て秦帝國および漢帝國という中國最初の統一國家が形成されたことの歴史の意義」⁽¹⁾の解明であった。「漢代人頭税の崩壞過程」の論文が、人頭税の實態究明により「秦と並んで中國史上最初の統一國家である漢帝國の歴史的性格を、一層明確ならしむる一つの手掛りを得る」⁽²⁾（五頁）という文章をもって始まり、「算賦（人頭税）は古代國家の歴史の產物であり、古代帝國の崩壞と運命を共にすべく宿命づけられていた」（二四頁）と結ばれているのは、偶然の一致ではないだろう。秦漢帝國論の動向を著者は熟知していたはずであり、それとの距離を測りつつ選んだ道が制度史研究なのではないか。一九五九年に執筆された學界展望（著書未收録）に、「秦漢帝國の歴史的性格とか國家權力といった問題を究明する時、そこにはやはり史料の量的・質的状況もあって、制度史的研究が一層重要となつて来る」という言葉が見えている。秦漢史研究の趨勢と史料の量的・質的状況とを勘案した結果、著者は制度史を選択したのであろう。その研究の力點は、制度の靜態的な復元ではなく、運用の實態を通して漢帝國の變容を見通すことに置かれた。「制度の中に本來的に内在する制度的缺陷」（五七頁）ゆえに、帝國を支えた諸制度がやがて崩壞の要因に轉化するという認識は、秦漢帝國論に對する著者の應答であるともいえる。

一九六九年に發表された「禮忠簡と徐宗簡について」（前著所收）によつて、著者は「簡牘研究の第一歩を踏み出した」（五二二頁）。この論文は、簡牘研究における寫眞圖版の重要性を學界に示した點で學史的意義を有するが、續篇の「禮忠簡と徐宗簡研究の展開」とあわせて見れば、最終的な關心が邊境の吏の任用資格という制度史的事實にあることがうかがえる。同様に、「江陵鳳凰山十號漢墓出土の簡牘」（前著所收）は算錢の課徴、「新居延漢簡中の若干の冊書について」は候

官所屬の吏の人事權、「江蘇尹灣漢墓出土簡についての考察」は上計簿の作成と、著者の簡牘研究の焦點は一貫して制度の解明にある。のみならず、前著の核心となる居延出土簿籍簡牘の集成もまた、制度史研究として自覺されていた。そのことは、本書附篇の「續 漢簡研究事始の記」に、「私の研究の關心は簿籍の分類や集成の段階で止まるものではなく、簿籍がどのようにして作成されたかという作成手續きの解明であり、更にまた政治における簿籍のしめる位置など漢代の簿籍制度全般にわたる制度史的解明であった」(五三四頁)と明言されている。制度史への志向は簡牘研究においても變わらない。著者の漢代史研究は、簡牘研究をも含めた全體を、「漢代制度史研究」としてとらえることが可能であろう。

周知のように、簡牘研究「第二世代」にあたる著者の漢簡研究は、「第一世代」によつて提唱された「漢簡の古文書學的研究」の繼承・發展として位置づけられる。候官出土の簿籍簡牘を古文書學的に整理して、「漢代上計制度の底邊を探りあてた」(藤枝晃の表現)業績は、日本における居延漢簡研究のひとつの到達點であつたといえる。³⁾しかし同時に、簡牘研究に第一步を踏み出す以前の道のり、秦漢帝國論の動向を見据えつつ實證的な制度史研究に向かつた経験が、底流となつている事實も看過できない。この底流が著者の漢簡研究に特色を與えているとするならば、「第二世代」の學問形成を理解するには、簡牘研究内部の繼承關係だけでなく、外部の研究潮流との關係も視野に収めるべきだろう。本書刊行のひとつの意義は、そのような史學史的課題の存在に氣附かせてくれることにある。

三

第II部第六章「江蘇尹灣漢墓出土簡についての考察——とくに「集簿」を中心として——」は、前著所收の「雲夢秦簡の發見と中國の研究」、「江陵鳳凰山十號漢墓出土の簡牘」の二篇とともに、墓葬出土の簡牘を對象とした研究である。尹灣六號漢墓出土簡牘は、官文書と思われるテキストを含むところから、つとに研究者の關心を引いてきたのであるが、もし内容が公的なものであるならば、それがなぜ一個人の墓に副葬されたのかという問いを避けては通れない。遺策や告

地策などの葬禮文書と異なつて、官文書に由來するテキストは、副葬品自體が原本・轉寫いずれであるにせよ、現實の行政において果たした機能を反映しているはずである。したがつて、右の疑問に對しては、二つの面から答えることが要求されよう。第一は生者にとつてテキストがもつていた意味、すなわち現實世界におけるテキストと生前の墓主との關係であり、第二には死者にとつてのテキストの意味、すなわち副葬品としてのテキストと墓主との關係である。

あらためて第六章を一讀すると、著者が二つの關係を聯續的にとらえていることに氣附くであろう。六號墓の墓主が生前に東海郡功曹を務めた師饒という人物であることは、副葬された名謁と衣物疏とから疑いが無い。官文書と見られる六枚の木牘のうち、二號牘から五號牘までの四枚は、人事を擔當する郡の要職である功曹の「まさしく本務にかかわる内容」であり、「集簿」の表題をもつ一號牘も「二號牘から五號牘の如き様式の簿書を作成する必要から上計用の集簿の寫しが必要となり」、「自ら郡の副本から書寫し、參考として手許に置いていた」ものと考えられる(三〇九頁)。ところで名謁の木牘によれば、師饒は晩年に病氣を患つていた。功曹在任中に病身となつたのであれば、以後は自宅を執務の場として、必要な簿籍の類を手許に置いていた可能性がある。「そして健康が回復することなく病死したとするならば、彼が書寫したり自ら作成した官文書を棺の中に納めることは決して不自然なことではなかつたであろう」(三一―一頁)。なぜならそれは「墓主が來世においても生前と同様に自らの職務を遂行するものと考え、かつそれを願つてのこと」(同頁)と解せるからである。著者自身「あくまでも假説」と斷わる通り、確かな證據にもとづいた議論ではないが、官文書の副葬理由を「墓主が來世においても生前と同様に自らの職務を遂行する」ことに求める見解は、多くの研究者にも支持される。副葬品とは「死者が永遠に使用するために墓中に入れられた品じな」(三二―二頁)であるとの前提に立てば、死者にとつてのテキストの意味は生前と變わらないことになる。

この見解について評者が疑問に思うのは、功曹の擔うべき多様かつ大量の職務を遂行する上で、限られた數の副葬簡牘がどれほどの役に立つたのか、想像しがたい點である。一件の青銅禮器でも祖先祭祀は可能であるが、わずかな數の木牘

で必要な職務のすべてに對應することはできない。テキストは確かに上計にかかわる内容であるが、副葬された事情については、職務の遂行と切り離し、象徴的機能を想定するのが自然なのではあるまいか。かつて甘肅省武威の漢墓から『儀禮』を記した簡牘が出土した際、その整理・釋讀を擔當した陳夢家は解説の中で『後漢書』周磐傳の逸話を引いている。⁽⁴⁾ 儒師として多くの門徒に經書を講じた周磐は、臨終にあたり「二尺四寸の簡を編みて堯典一篇を寫し、刀・筆各一を并せ、以て棺前に置き、聖道を忘れざるを示せ」と遺言したという。陳夢家がこの逸話を紹介した意圖は、武威の『儀禮』簡が周磐の場合と異なつて、墓主が生前に使用していた書物をそのまま副葬したと思われる點を指摘することにあつたが、評者はむしろ「以て棺前に置き、聖道を忘れざるを示せ」という部分に注目したい。「堯典一篇」に期待されているのは、聖道を象徴する役割なのであり、棺前に置くのであれば、示す相手は會葬者をおいて他にない。簡牘はその後、棺に納められ副葬されたと推測されるが、それが來世での講學のためでないことは明白だろう。武威『儀禮』簡のような墓主生前の遺品の場合も、期待された役割は同様であつたに違いない。

學界の主流的見解とは異なるものの、このような視點に立つて尹灣漢墓の副葬簡牘を眺めてみれば、全體を葬送という文脈の中で統一的に解釋することが可能となろう。評者の見るところ、一號牘から六號牘までの簿籍は、東海郡の隆盛とそれを支えた功曹師饒の功績を——おそらくは會葬者に對して——示す象徴的な意味をもつ。一號牘に記された「前」や「多前」などの注記が「郡太守や國相などの功績を顯示する」ためであるとの高恆の説は、著者も贊同する通り、正しい理解と思われる。武庫の充實も隆盛の重要な一環であろうから、六號牘「武庫永始四年兵車器集簿」を「他の簿書とは内容や性格を異にする」⁽⁵⁾ものにとらえる必要はない。同様に、簿籍以外の簡牘についても、名謁の類は墓主生前の交際關係を、「神鳥賦」はその文才を、それぞれに象徴する役割を想定してはどうであろうか。葬送の場に置かれることで、テキストの意味は變化する。本書第Ⅱ部第八章「簡牘の古文書學」には、「箇々の事項の記録の集積である簿籍そのものをもつて、これを文書だと言うことはできない。しかしその簿籍も、そこに送り状が附くことによつて、文

書に変わるのである」(三五五頁)という認識が示されている。墓葬出土の簡牘類に對しても同様に、テキストの機能變化という觀點が有効であろうと考える。(補注)

四

大庭脩『漢簡研究』の「書後私語」に、「永田英正氏の『居延漢簡の研究』に追加すべきいくつかの簡は出て、永田氏の方法を修正せねばならぬような簡は出てこないのではないか」という文章が見えている。ここにいう「永田氏の方法」とは、前著で採用された簿籍の集成方法、すなわち表題が記された簡をまず集成・分類し、その分類に基づいて本文にあたる簡牘を整理するという方法を指す。それはきわめてオーソドックスな古文書學の手法であるが、オーソドックスであるだけに異論の生じる餘地がないかに見える。現有史料による限り、『居延漢簡の研究』で採用された方法が最も適合的であることを、大庭は認めていたのであろう。ただし、その上で大庭はさらに、「願わくはそのような刺戟的な出土簡が現れて欲しいものである」と付け加えることも忘れていない。

本書第Ⅱ部第五章「禮忠簡と徐宗簡研究の展開——居延新簡の發見を契機として——」は、大庭の發言から一〇年のちの論文であるが、その「むすび」において著者は、新居延漢簡の出現により自己の集成方法が「新たな問題を抱え込むことになった」と述べている。前著における居延漢簡の集成は、「一事一簿、すなわち一つの内容について一つの簿書が作成されている」ことを前提として進められた。しかるに「伐閱纍重訾直官簿」という表題簡の出現は、この前提に再考を迫る結果となった。「纍重訾直は徐宗簡と禮忠簡が該當するとしても、それに伐閱が附加した伐閱訾直纍思官簿とは一體どのような様式を備えていたのか。別に伐閱簿が單獨で存在することから、それは纍重訾直簿に伐閱簿を足したものなのか、それとも全く様式を異にする今まで見たことのない簿書なのか」と著者は自問する。「新資料の發見が問題を解決する一方で、新たな疑問や問題を生み出す。それが木簡研究のもつ宿命であり、また難しさでもある」というのが本章の

結びに示された認識である（以上、二六六～二六七頁）。

思うに「伐閲彙重誓直官簿」とは、「全く様式を異にする今まで見たことのない簿書」ではなく、「彙重誓直簿に伐閲簿を足したもの」ではあるまいか。同じ現象は、たとえば「戊卒病死爰書旁行衣物券」(EP148:136)といった呼稱についても当てはまる。それが戊卒の病死を證した爰書と遺品を箇條書きにした衣物券とを合わせた冊書であることは、おそらく疑いないだろう。また、敦煌馬圈灣漢簡793に「兵守御器戊卒名籍一編」(79.D.N.T.9:26)と見えているのは、兵守御器簿と戊卒名籍とを一編に綴じ合わせた冊書に相違ない。とはいえ、問題はさらにその先にある。著者に先立ち邊境の吏の人事制度を検討した邢義田は、「伐閲彙重誓直官簿」について、「單獨の『伐閲簿』がある以上、獨立した『彙重簿』と『誓直簿』も當然あったであろう」と述べたのち、このような「三事を一簿に合わせる現象」は、「異なった内容の斷簡をどのようにして一つの簿冊に復元するのか、人々に再考を迫る」ものだと指摘する⁸⁾。吏卒の身上書であることが確實な斷簡があったとしても、それが本来「彙重誓直官簿」（もしくは「彙重簿」または「誓直簿」という單獨の簿冊を構成していたのか、それとも「伐閲彙重誓直官簿」という複合簿冊の一部であったのか、判斷することはほとんど不可能であろう。同様のことは「伐閲簿」にも妥當する。複合簿冊の出現が簡牘集成の方法に再考を迫っていると認識は、邢義田と著者に共有されている。

評者はしかし、複合簿冊の存在が簡牘集成の方法に修正を迫るようには思えない。「伐閲彙重誓直官簿」にせよ「兵守御器戊卒名籍」にせよ、複合簿冊は單獨の簿冊の集合體なのであるから、「伐閲簿」や「彙重誓直簿」、「兵守御器簿」や「戊卒名籍」それぞれの表題をもとに、本文に相當する簡を集成すればよい。それが本来、複合簿冊の一部であったか否かの詮索は、判斷の基準がない以上、ひとまず放棄するべきだろう。複合簿冊の出現が「新たな問題」を提起しているとすれば、それは簿冊が複合されるという事實そのものの意味、すなわち複数の單獨簿冊が、どのような場合に、どのような機關によって、どのような形でセットにされるのかといった、いわば「作業としての文書行政」の實態を説明する

ことであろうと思われる。「伐閼暴重訾直官簿」は「永田氏の方法を修正せねばならぬような簡」ではないが、制度を動きの中でとらえることの必要性に注意を喚起してくれる。著者の漢代制度史研究は、簡牘による動態的な制度史研究へ展開することが可能であろう。そのような未来を見渡す立脚点を讀者に與えてくれることもまた、本書刊行の大きな意義に違いない。

註

- (1) 西嶋定生「中國古代統一國家の特質——皇帝支配の出現——」、『中國古代國家と東アジア世界』、東京大學出版會、一九八三年、三七〇頁。
- (2) 永田英正「秦漢時代史に關する二・三の問題」、『東洋史研究』第一八卷第一號、一九五九年、八一頁。
- (3) 著者の漢簡研究の方法と意義については、拙稿「日本における居延漢簡研究の回顧と展望——古文書學的研究を中心に——」、『秦漢出土文字史料の研究——形態・制度・社會——』、創文社、二〇一五年、において論じた。
- (4) 甘肅省博物館・中國科學院考古研究所編『武威漢簡』、中華書局、一九六四年。
- (5) 成都曾家包後漢墓の畫像石には、機織りや酒造り、脱穀や老人の扶養といった農村の光景の中に「架に掛けた武器」が見えている。有事への備えを怠らないこともまた、理想的郷里社會の條件なのだと思う。成都市文物管理處「四川成都曾家包東漢畫像磚石墓」、『文物』一九八一年第一〇期、參照。
- (6) 大庭脩『漢簡研究』、同朋舍出版、一九九二年、三三二頁。
- (7) 邢義田「從居延簡看漢代軍隊的若干人事制度——讀《居延新簡》札記之一」、『治國安邦——法制、行政與軍事——』、中華書局、二〇一一年、五五四頁（初出は一九九二年）。
- (8) 同前。
- (補注) 二〇一七年に山東省青島市で發掘された土山屯一四七號漢墓から、尹灣六號漢墓とよく似た六枚の計簿木牘が出土した。譯文は未發表であるが、簡報によれば「堂邑盜賊命簿」や「盜賊命簿」、「君視事以來捕得他縣盜賊小盜傷人簿」といった表題の木牘が含まれているようである。單なる「盜賊の多少」ではなく「命」（定罪）や「捕得」の結果が記載されているのは、治安の維持を功績として示すためだと思われる。青島市文物保護考古研究所「青島土山屯

「墓群考古發掘獲重要新發現」、『中國文物報』二〇一七年一

二月二二日、參照。

二〇一八年三月 東京 汲古書院
一二二種 二〇一五四八十二〇頁 一三〇〇〇圓十稅